

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第22号	
事故等種類	定置網損傷	
発生日時	平成21年12月11日 10時20分ごろ	
発生場所	三重県志摩市麦埼灯台から真方位167° 1,400m付近 (概位 北緯34° 14.1′ 東経136° 51.1′)	
事故等調査の経過	平成22年2月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>貨物船 ^{すみとく} 住徳丸、405トン 131678、さおり海運有限会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 なし 定置網 道網用ブイ、ワイヤ、ロープに損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、スクラップ約1,100トンを積載し、英虞湾へ避泊するために布施田水道東口付近を航行中、平成21年12月11日10時20分ごろ、定置網のブイを視認して機関を停止したが、間に合わず、定置網の道網部分を乗り切った。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東南東、風力 8、視程 約0.5M、波高 約4m	
その他の事項	<p>船長は、布施田水道を20回以上航行した経験があった。</p> <p>本船のレーダーは、波浪により定置網のブイ等の映像判別が困難な状態であった。また、GPSは、定置網等がプロットされていなかった。</p> <p>本船は、レーダー及び見張りに一等航海士及び二等航海士を、機関操縦に機関長をつけて船長が操船していた。</p> <p>船長は、10時00分ごろに船位を確認した際、針路が定置網に近いことを知ったが、大丈夫だと考えていた。</p> <p>船長は、前方300mに定置網のブイを視認し、機関を中立とした。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、麦埼灯台南南東方沖の布施田水道東口付近を英虞湾に向けて航行中、定置網に進入したものと考えられる。</p> <p>船長は、船位の確認を適切に行っていなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、麦埼南南東方沖の布施田水道東口付近を英虞湾に向けて航行中、船位の確認を適切に行っていなかったため、定置網に進入したことにより発生した可能性があると考えられる。	